

2024年9月25日

各位

株式会社西京銀行

当座勘定規定の改定について

西京銀行は、2024年10月1日（火）より、払戻請求書による当座預金払戻の取扱開始に伴い、当座勘定規定を改定いたしますので下記のとおりお知らせいたします。本規定はすでに当座勘定をご利用のお客さまにも適用されます。

1. 改定内容

旧	新
当座勘定規定（一般用） 第7条（手形、小切手の支払） (1)～(2)省略 (3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	当座勘定規定（一般用） 第7条（手形、小切手の支払） (1)～(2)省略 (3)当座勘定の払戻しの場合には、 <u>小切手または当行所定の払戻請求書</u> を使用してください。 (4) <u>前項の払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、ご提出してください。また、払戻しに際し、当行所定の本人確認書類の提示を求めることがあります。求められた本人確認資料の提示等がない場合には、取引を行うことができません。</u>
第16条（印鑑照合等） (1)手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いした場合には、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません ～(3)省略	第16条（印鑑照合等） (1)手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いした場合には、その手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> 、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2)～(3)省略

2. 改定日

2024年10月1日（火）

以上

◆本件に関するお問い合わせ

西京銀行 お客さまサポートグループ

TEL：0120-240-606

受付時間 平日 9:00～17:00（銀行休業日除く）